

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）
利便サービス施設設置・運営事業

プロポーザル実施要項

平成31年3月19日

地方独立行政法人広島市立病院機構

目 次

1	事業の基本方針	1
2	事業の概要	1
3	契約形態、事業者の条件等	2
4	貸付条件	2
5	貸付料	2
6	利便サービス施設の設置・運営内容	3
7	新病院の概要並びに現病院の職員食堂の実績	6
8	事業の開始時期及び準備期間	6
9	担当部局	6
10	プロポーザルの参加資格	6
11	プロポーザルにおいて企画提案を求める事項	7
12	プロポーザルの参加に係る費用負担	7
13	プロポーザルのスケジュール	8
14	プロポーザルに係る関係書類の交付	8
15	参加表明書の提出	8
16	企画提案書の提出	10
17	参加表明書、企画提案書その他の書類の取扱	10
18	失格要件	11
19	受託候補者の選定に係る審査	11
20	契約手続	12
	別紙 1-1 参考配置図（1階）	13
	別紙 1-2 参考配置図（2階）	14
	別紙 1-3 参考配置図（自動販売機）	15
	別紙 2 夜間・休日の日中のセキュリティ計画（案）	16
	別紙 3 利便サービス施設設置に係る工事区分等	17
	別紙 4-1 工事区分表（コンビニエンスストア）	18
	別紙 4-2 工事区分表（来院者用飲食施設（厨房・事務用諸室））	20
	別紙 4-3 工事区分表（職員用飲食施設（厨房））	22
	別紙 5 広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）の概要	24
	別紙 6 広島市立安佐市民病院の職員食堂実績等	25
	別紙 7 広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）利便サービス施設 設置・運営事業基本協定書（案）	26
	様式集 （別添 様式集のとおり）	

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称。以下「新病院」という。）の建物の一部を賃借し、利便サービス施設を設置・運営する事業（以下「事業」という。）の受託候補者を選定するために実施するプロポーザルの内容は、以下のとおりとする。

1 事業の基本方針

(1) 設置に係る基本的な考え方

ア 病院利用者等の利便性を高めるため、患者が必要とする物品を取りそろえたコンビニエンスストア、外来患者や来院者が利用できるレストラン・カフェ、自動販売機を整備する。

イ 新病院の近隣に飲食店がないこと等に配慮し、職員用のレストランを整備する。

ウ これらの利便サービス施設は、民間事業者の有するノウハウを活用するため、民間事業者をして運営する。

(2) 運営に係る基本的な考え方

ア 新病院1階のアメニティスペースは、主として待合スペースとして活用するものであるが、診療等の待ち時間の間、ほっと一息ついていただけるような利便性と快適性を併せ持つ空間となるよう整備する。

イ 新病院2階の職員用の飲食提供施設は、職員が食事や休憩をしたり、職員同士が交流したりできるスタッフコモンズとして、とりわけ若い年齢層の職員にとって魅力あるものにする。

ウ 新病院1階に整備する講堂や待合スペースは、健康祭りや健康増進教室などの地域住民を対象とする活動等の場としても利用するため、こうした際にも活用できるようにするとともに、地域で行われている高齢世帯向けの弁当販売等の高齢者同士の助け合い活動や、地産地消の活動を推進する場としても活用できるようにする。

2 事業の概要

(1) 事業名

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）利便サービス施設設置・運営事業

(2) 事業の実施場所

広島市安佐北区亀山南一丁目地内（新病院の1階部分及び2階部分の一部ほか）

(3) 事業内容

新病院の建物内において、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「機構」という。）が賃貸する場所（以下「貸付場所」という。）を受託者が賃借し、自らが費用を負担して利便サービス施設を設置するために必要な内装、設備・什器備品等の機材の整備を行い、所定の期間にわたり、以下の利便サービス施設を運営する。

ア コンビニエンスストア

イ 来院者用及び職員用飲食施設（レストラン機能及びカフェ機能）

ウ 自動販売機

3 契約形態、事業者の条件等

(1) 契約形態

貸付は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項に規定する定期建物賃貸借契約によることとし、利便サービス施設を一括して契約する。

(2) 契約期間

ア 10年間とし、貸付期間の始期は、新病院の開院時期を踏まえ、協議して決定する。

イ 貸付期間の更新は行わない。ただし、再契約は妨げないものとする。

(3) 事業者の条件

ア 単独事業者、複数の事業者で構成する事業体のいずれも可能とする。

イ 単独事業者の場合には、利便サービス施設の運営の一部を、事業者以外の者に実施させることができるものとする。

ウ 複数の事業者で構成する事業体の場合には、構成する事業者の中から代表事業者を定め、当該代表事業者が契約の履行全般に係る責務を負うものとする。

(4) 契約の解除

利便サービス施設のいずれかの施設の運営が困難となった場合は、契約を解除する。

4 貸付条件

(1) 受託者は、利便サービス施設をコンビニエンスストア、来院者用飲食施設、職員用飲食施設及び自動販売機の運営以外の目的に使用してはならない。

(2) 利便サービス施設の借家権は、譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(3) 貸付期間の満了又は契約の解約その他の事由によってこの契約が終了したときは、受託者は、遅滞なく、利便サービス施設を貸し付け時の状態に復し、返還しなければならない。ただし、機構がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

5 貸付料

(1) 貸付料の算定

貸付料は、「利便サービス施設全てを一括して定める定額」及び「利便サービス施設ごとに定める売上額（税抜）に対する一定割合に相当する額」の合計額とする。

(2) 貸付料の額

ア 定額

それぞれの利便サービス施設ごとの占有面積に、次に掲げる1平方メートル当たりの単価を乗じて得た額の合計金額とする。ただし、来院者用及び職員用飲食施設に係る占有面積は、占有面積に係る提案を基に協議して決定する。

① 新病院の1階部分（自動販売機を除く。） 56,450 円/m²（年額）

② 新病院の2階部分（自動販売機を除く。） 34,683 円/m²（年額）

③ 自動販売機 6,120 円/m²（年額）

- イ 売上額（税抜）に対する一定割合に相当する額
売上額（税抜）に対する一定割合は、提案を基に協議して決定した、それぞれの利便サービス施設の設置・運営内容に応じて協議して決定する。
- ウ 貸付料の支払方法は、月払いとする。
- エ 契約期間中は、「利便サービス施設全てを一括して定める定額」及び「売上額（税抜）に対する一定割合」の変更は行わないものとする。

6 利便サービス施設の設置・運営内容

(1) コンビニエンスストア

ア 貸付場所

「別紙1-1 参考配置図（1階）」及び「別紙1-2 参考配置図（2階）」のとおり。

イ 貸付面積

① 貸付面積

区 分	場 所	面 積
コンビニエンスストア	新病院1階	131.25 m ²
同上 倉庫	新病院1階	9.38 m ²
レンタル事業用倉庫	新病院2階	40.00 m ²
計		180.63 m ²

② 面積の変更

不可。ただし、建設工事の施工状況により、貸付面積は若干変動することがある（以下、その他の利便サービス施設において同じ。）。)

ウ 運営条件

- ① 営業日は、平日の営業を必須とし、土日、祝日及び年末年始の営業は提案を基に協議して決定する。
- ② 営業時間は、新病院の正面玄関の開設時間を踏まえ、午前7時から午後9時までとする。なお、正面玄関の開設時間帯は、「別紙2 夜間・休日の日中のセキュリティ計画(案)」のとおり。
- ③ 入院時に必要となる日用品、介護用品等で病院が指定する物品の販売及びレンタル事業を実施する（レンタル事業の実施日等の詳細は別途協議して定める。）。)
- ④ たばこ、酒類及び成人向け雑誌の販売は禁止する。
- ⑤ 貸付場所及び新病院の敷地内への灰皿、喫煙所の設置は禁止する。
- ⑥ 貸付場所の清掃は、受託者において実施する。
- ⑦ 光熱水費は、実費を徴収する。光熱水費算定のためのメーターは、機構が設置する。
- ⑧ 施設設置に必要な手続きは、受託者が行う。
- ⑨ 従業員については、現病院のコンビニエンスストアの運営に従事している者の雇用に配慮する。

エ 整備条件

① 工事関係

「別紙3 利便サービス施設設置に係る工事区分等」及び「別紙4-1 工事区分表(コンビニエンスストア)」に示すとおり。

② 什器・備品関係

すべての費用を受託者が負担し、整備する。

オ 設置・運営に当たっての配慮事項

高齢世帯向けの弁当販売等の高齢者同士の助け合い活動や、地産地消の活動を行う地域団体等と連携し、これらの地域団体等の事業推進に協力するものとする。

(2) 来院者用及び職員用飲食施設

ア 貸付場所

「別紙1-1 参考配置図(1階)」及び「別紙1-2 参考配置図(2階)」のとおり

イ 飲食スペースの扱い

病院が多目的に使用できるようにするとともに、来院者がイートインコーナーとして利用できるようにするため、飲食スペースは、事業者に貸し付けず、テーブル・椅子等の備品、装飾品も病院が設置し、運営する。

ウ 貸付面積

① 基本の貸付面積

区 分	場 所	面 積
厨房	新病院1階	50.92 m ²
事務用諸室	新病院1階	37.58 m ²
厨房	新病院2階	19.23 m ²
計		107.73 m ²

② 面積の変更

提案により、貸付面積の拡大を求めることは可とするが、この場合には、拡大する面積に応じて、貸付料を増額する。

エ 運営条件

① 営業日は、平日の営業を必須とし、土日、祝日及び年末年始の営業は提案を基に協議して決定する。

② 営業時間は、午前7時から午後9時までの間で、提案を基に協議して決定する。

③ メニュー、単価は、提案を基に協議して決定する。

④ 貸付場所の清掃、費用負担は、別途協議して決定する。

⑤ 光熱水費は、実費を徴収する。光熱水費算定のためのメーターは、機構が設置する。

⑥ 施設設置に必要な手続きは、受託者が行う。

⑦ 運営に要するすべての費用は受託者が負担することを基本とするが、提案により、病院が「いわゆる運営負担金」を支払うこと等を求められた場合は、提案を基に協議して決定する。

⑧ 従業員については、現病院の職員食堂の運営に従事している者の雇用に配慮する。

オ 整備条件

① 工事関係

「別紙3 利便サービス施設設置に係る工事区分等」及び「別紙4-2及び4-3 工事区分表（来院者用飲食施設（厨房・事務用諸室）・職員用飲食施設（厨房）」に示すとおり。

② 什器・備品関係

すべての費用を受託者が負担し、整備することを基本とするが、提案により、病院が費用を負担して厨房内の汎用的な調理器具・備品を整備すること等を求められた場合は、提案を基に協議して決定する。

③ 1階と2階の厨房を結ぶ「小荷物用昇降機（ダムウエーター）1台」は、機構が整備し、受託者に無償で貸し付けることとし、管理については、別途協議して定める。

カ 設置・運営に当たっての配慮事項

高齢世帯向けの弁当販売等の高齢者同士の助け合い活動や、地産地消の活動を行う地域団体等と連携し、これらの地域団体等の事業推進に協力するものとする。

キ 緊急時の対応

飲食スペースは、災害の発生時等に被災傷病者を救護する場所として使用することがあり、こうした場合には飲食施設の営業ができないことがある。

(3) 自動販売機

ア 貸付場所

「別紙1-3 参考配置図（自動販売機）」のとおり。

イ 貸付面積

① 貸付面積

区 分	場 所	面 積
自動販売機	新病院	10.00 m ²
	附属棟 ^注	1.00 m ²
計		11.00 m ²

注 西側敷地に別途整備する職員の更衣室及び研修室、研修医宿舎等を有する施設

② 面積の変更

不可。

ウ 運営条件

① 11台の自動販売機を所定の貸付場所に設置し、運営する。

② 品揃え、販売価格は、提案を基に協議して決定する。

③ 光熱水費は、実費を徴収する。光熱水費算定のためのメーターは、受託者が設置する。

④ 貸付場所に係る清掃費は、実費を徴収する。

エ 整備条件

① 給水が必要な場合は、機構が整備する上水管の変更工事として、受託者の費用負担で、機構が整備する。

② 排水管の設置は原則不可とし、設置が必要な場合は、別途協議する。

オ 病院が別途設置する自動販売機

新病院 1 階に、寄付金付き自動販売機 2 台を設置する。

7 新病院の概要並びに現病院の職員食堂の実績

「別紙 5 広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）の概要」及び「別紙 6 広島市立安佐市民病院の職員食堂実績等」のとおり。

8 事業の開始時期及び準備期間

(1) 事業の開始時期

新病院の開院日（別途指定）に合わせて事業を開始するものとする。

なお、新病院の建物は 2021 年秋に完成する予定であり、その後、医療機器の整備、各種運用訓練、入院患者の移送等を経て開院することになるため、現時点で、開院日は未定である。

(2) 準備期間

利便サービス施設の設置・運営に係る設備等整備及び什器・備品の整備その他事業運営に係る準備作業開始時期は、新病院の建設工事の進捗状況に応じて、協議して定める。

なお、準備期間は、貸付場所を無償で貸し付ける。

9 担当部局

〒730-0037

広島市中区中町 8 番 18 号 広島クリスタルプラザ 5 階

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 安佐市民病院整備室

電話 082-569-7332（直通） E-mail hirokikou-honbu@hcho.jp

10 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する者は、契約期間において事業を遂行する能力を有し、かつ、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、本事業の一部の設置・運営をその他の運営事業者（以下「協力事業者」という。）が実施する場合又は複数の事業者による事業体を構成し実施する場合は、本事業に参加する全ての事業者が次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程実施要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(昭和62年11月1日施行)第2条第6項に規定する暴力団等に該当しない者であること。
- (5) 国税(所得税又は法人税、消費税及び地方消費税)、広島市税(個人市民税又は法人市民税、固定資産税及び軽自動車税)の滞納がないこと。
- (6) 本プロポーザルの参加表明書を提出した時点において、過去1年間に、食品衛生法(昭和22年法律第233号)関係法令による行政処分等の措置を受けた者でないこと。

11 プロポーザルにおいて企画提案を求める事項

本実施要項の内容を基本として、次に掲げる事項について企画提案を求める。

(1) 設置・運営内容

ア コンビニエンスストア

- ① 営業日
- ② 取扱品目等
- ③ 施設レイアウト
- ④ レジ台数
- ⑤ 施設管理

イ 来院者用及び職員用飲食施設

- ① 営業日
- ② 営業時間
- ③ メニュー、単価
- ④ 機構に費用負担を求める内容

ウ 自動販売機

- ① 機種
- ② 品揃え

(2) 貸付料率

貸付料のうち、利便サービス施設ごとの売上額(税抜)に対する一定割合。

なお、一定割合は、ゼロ%の提案も可とする。

(3) それぞれの利便サービス施設の収支見込み

12 プロポーザルの参加に係る費用負担

プロポーザルに係る費用は全てプロポーザル参加者の負担とする。

13 プロポーザルのスケジュール

日 程 等	内 容
2019年3月19日(火)	公募開始
2019年4月1日(月)午後5時	質問書の提出期限
2019年4月10日(水)	質問書の回答日
2019年4月16日(火)午後5時	参加表明書の提出期限
2019年4月19日(金)	参加資格確認結果の通知
2019年4月24日(水)午後5時	企画提案書の提出期限
2019年6月上旬	プレゼンテーション・ヒアリング
2019年6月中旬	審査結果の公表
(未定)	基本協定書の締結

14 プロポーザルに係る関係書類の交付

(1) 交付期間

2019年3月19日(火)から同年4月16日(火)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

(2) 交付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 交付

2019年3月19日(火)に機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)に掲載する。

また、希望により9の担当部局でも交付する。

15 参加表明書の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書【様式1-1】

イ 事業体構成書【様式1-2】

ウ 委任状(構成事業者→代表事業者)【様式1-3】

エ 実績調書【様式1-4】

オ 過去3年間の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)

カ 国税及び広島市税の滞納がないことを証明する証明書。(発行年月日が公示日前3ヵ月以降の日のものに限る。)なお、広島市税の納税義務者でない場合は、広島市税の滞納がないことを証明する証明書にかえて、その旨の「申立書」(様式は任意)を提出すること。

① 国税については、「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書「その3の3」(写しも可)。

② 広島市税については、平成〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、「滞納の税額がない旨。」の記載のある証明書(写しも可)。

※ 単独事業者として参加する場合、事業体構成書【様式1-2】、委任状【様式1-3】は不要とする。

※ 事業体として参加する場合、財務諸表及び滞納がないことを証明する証明書は全事業者分を提出すること。

(2) 提出期限

2019年4月16日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

9の担当部局

(5) 提出方法等

ア 持参又は郵送

イ 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ウ 郵送の場合は、簡易書留便とし、提出期限までに必着すること。また、封筒の表面に「広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）利便サービス施設設置・運営事業プロポーザル参加表明書在中」と記載すること。

(6) 参加資格確認結果の通知

ア 2019年4月19日（金）に参加資格確認結果通知書を電子メールで通知する。

イ 参加資格がないと認めた事業者については、確認結果通知にその理由を記載する。

(7) 質問書の提出手続

参加表明書の作成又は提出、及び企画提案書の作成又は提出に関して質問がある場合は、質問書【様式2】により提出すること。

ア 提出期限

2019年4月1日（月）午後5時（必着）

イ 提出先

9の担当部局

ウ 提出方法

電子メール（送信後、9の担当部局に着信確認を行うこと。）

エ 質問に対する回答

2019年4月10日（水）に機構のホームページ（新着情報）に掲載する。また、希望により9の担当部局でも公布する。

(8) 参加表明書提出後の辞退

参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を取り止める場合は、参加辞退届【様式3】を提出すること。

ア 提出期限

2019年4月24日（水）午後5時まで

イ 提出先・提出方法等

15の(4)及び(5)に同じ。ただし、郵送の場合は、封筒の表面に「広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）利便サービス施設設置・運営事業プロポーザル参加辞退届出書在中」と記載すること。

16 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書【様式4-1】

イ 企画提案書【任意様式（A3版ヨコ・片面印刷）】

ウ 運営上必要な事項の提案書【様式4-2】

① 6(2)ウ②による拡大を求める場合の貸付面積

② 6(2)エ⑦による機構に求める「いわゆる運営費負担金」の額

③ 6(2)オ②による機構の費用負担により整備する厨房内の汎用的な調理器具・備品

エ 収支見込（内訳書）【様式4-3】

(2) 企画提案書の作成

ア 11の「プロポーザルにおいて企画提案を求める事項」(1)に掲げる項目に対する企画提案を、項目順にA3版ヨコで記載すること。

イ 事業者名が特定できる会社名やロゴマーク等を記載しないこと。また、他事例を紹介する場合は、病院名等は表示しないこと。

(3) 提出部数

正1部、副11部、計12部及びCD-R若しくはDVD-R

(4) 提出期限

2019年4月24日（水）午後5時（必着）

(5) 提出先及び提出方法

15の(4)及び(5)に同じ。ただし、郵送の場合は、封筒の表面に「広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）利便サービス施設設置・運営事業プロポーザル企画提案書在中」と記載すること。

17 参加表明書、企画提案書その他の書類の取扱

(1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、事業体の構成員を含めて、地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出された企画提案書その他の書類（以下「提出書類」という。）の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

- (4) 提出された企画提案書その他の書類は、訂正、追加及び再提出できない。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (7) 提出書類は、プロポーザル参加資格の確認及び企画提案内容の審査以外には使用しない。

18 失格要件

プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格とする。

- (1) 受託候補者を選定する日までの間に、10 のプロポーザルの参加資格に掲げる事項を満たさなくなったとき又は社会的信用を失墜させる行為を行ったとき。
- (2) 企画提案書に虚偽の内容が記載されていたとき。

19 受託候補者の選定に係る審査

- (1) 審査は、広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）利便サービス施設設置・運営事業受託者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、非公開で行う。

- (2) 審査委員

広島市立病院機構 理事長

広島市立病院機構 副理事長（兼）本部事務局長

広島市立病院機構 安佐市民病院副院長（建替担当）

職員代表

広島市健康福祉局 保健部 市立病院担当部長

広島県看護協会事務局長（学識経験者）

地域代表（病院利用者）

- (3) プレゼンテーションの実施

ア 実施日

2019年6月上旬（予定）

プレゼンテーションの詳細については、別途、2019年5月末までにプロポーザル参加者に通知する。プレゼンテーションの所要時間は、質疑時間も含め、1時間程度とする。

イ プレゼンテーションへの出席は、4名以内とする。

ウ プレゼンテーションは、非公開で行う。

- (4) 受託候補者の選定

審査委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について審査し、受託候補者として優秀提案者及び次点提案者を選定する。

(5) 評価項目と配点

区 分	評価項目	配点
ア コンビニエンスストア	(ア) 営業日	40
	(イ) 取扱品目等	50
	(ウ) 施設レイアウト	50
	(エ) レジ台数	30
	(オ) 施設管理	20
イ 来院者用及び職員用の 飲食施設	(ア) 営業日	40
	(イ) 営業時間	60
	(ウ) メニュー、単価	160
	(エ) 機構に費用負担を求める内容	60
ウ 自動販売機	(ア) 機種	40
	(イ) 品揃え	30
エ 本店の所在地	本店の所在地	20
合計		600

(6) 審査結果の通知

審査終了後、速やかに審査結果を電子メールで通知するとともに、審査結果通知書を郵送する。

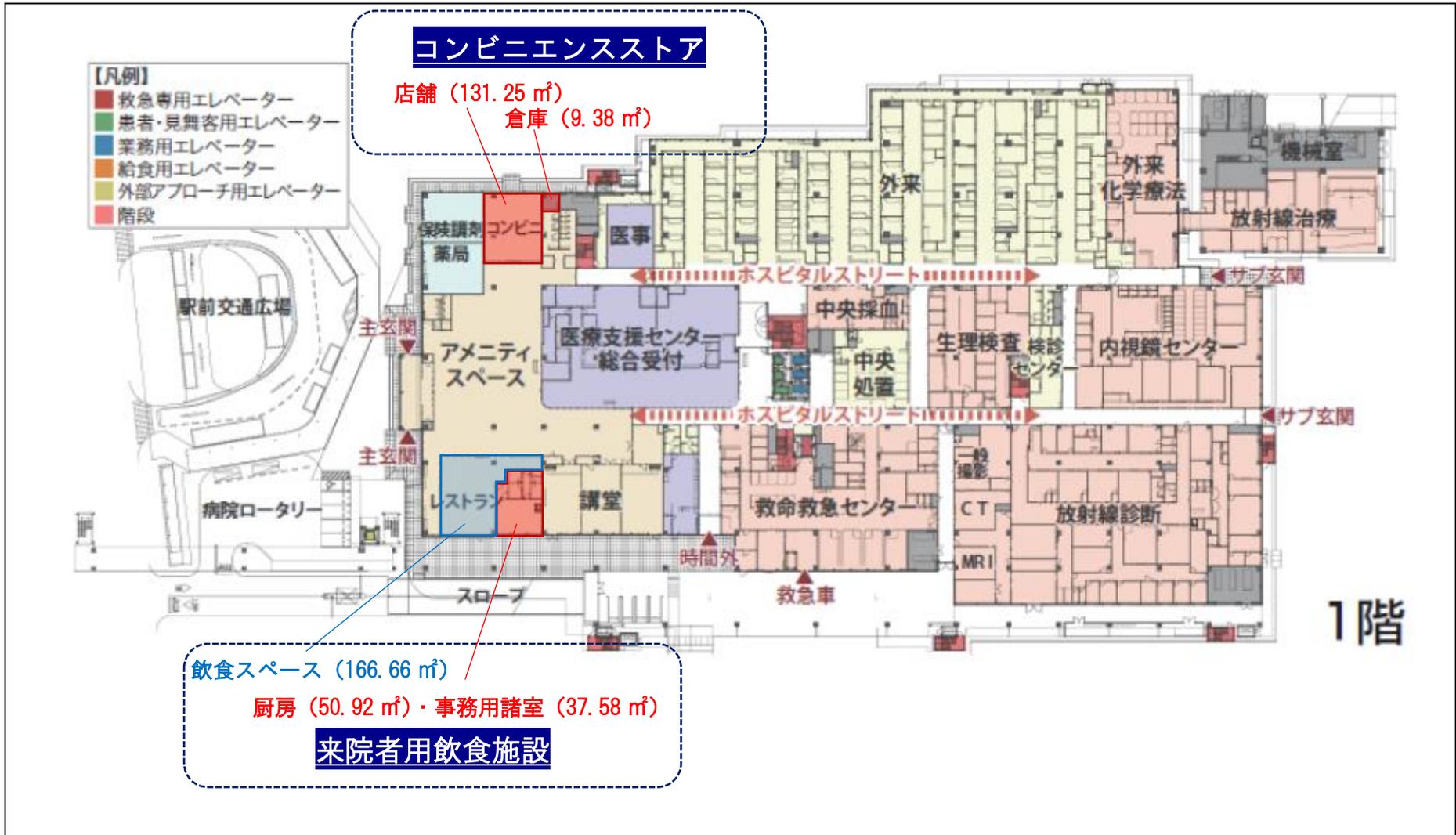
(7) 審査結果の公表

審査終了後、速やかに機構のホームページに掲載する。

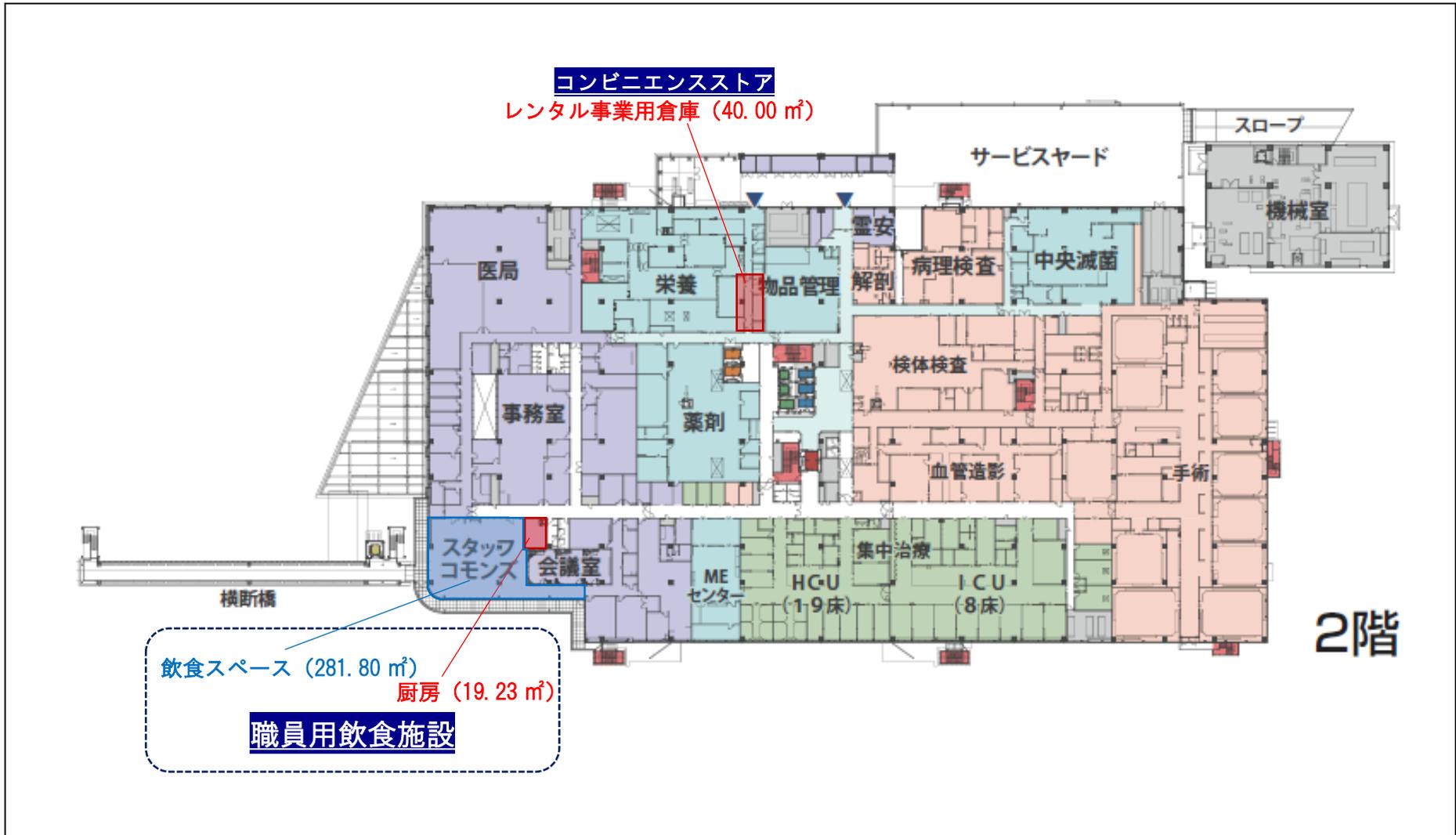
20 契約手続

- (1) 企画提案書を基に、優秀提案者と協議し、確定させた利便サービス施設の設置・運営内容に係る協定書（別紙7参照）を締結し、新病院の建設工事の進捗状況に応じて本契約を締結する。
- (2) 優秀提案者と協議が整わなかった場合は、次点提案者を相手方として同様の手順を進める。
- (3) 受託者は、本契約締結までに、貸付料のうちの定額に係る通年額（税抜）の100分の10以上に相当する額を、契約保証金として、機構に納付しなければならない。

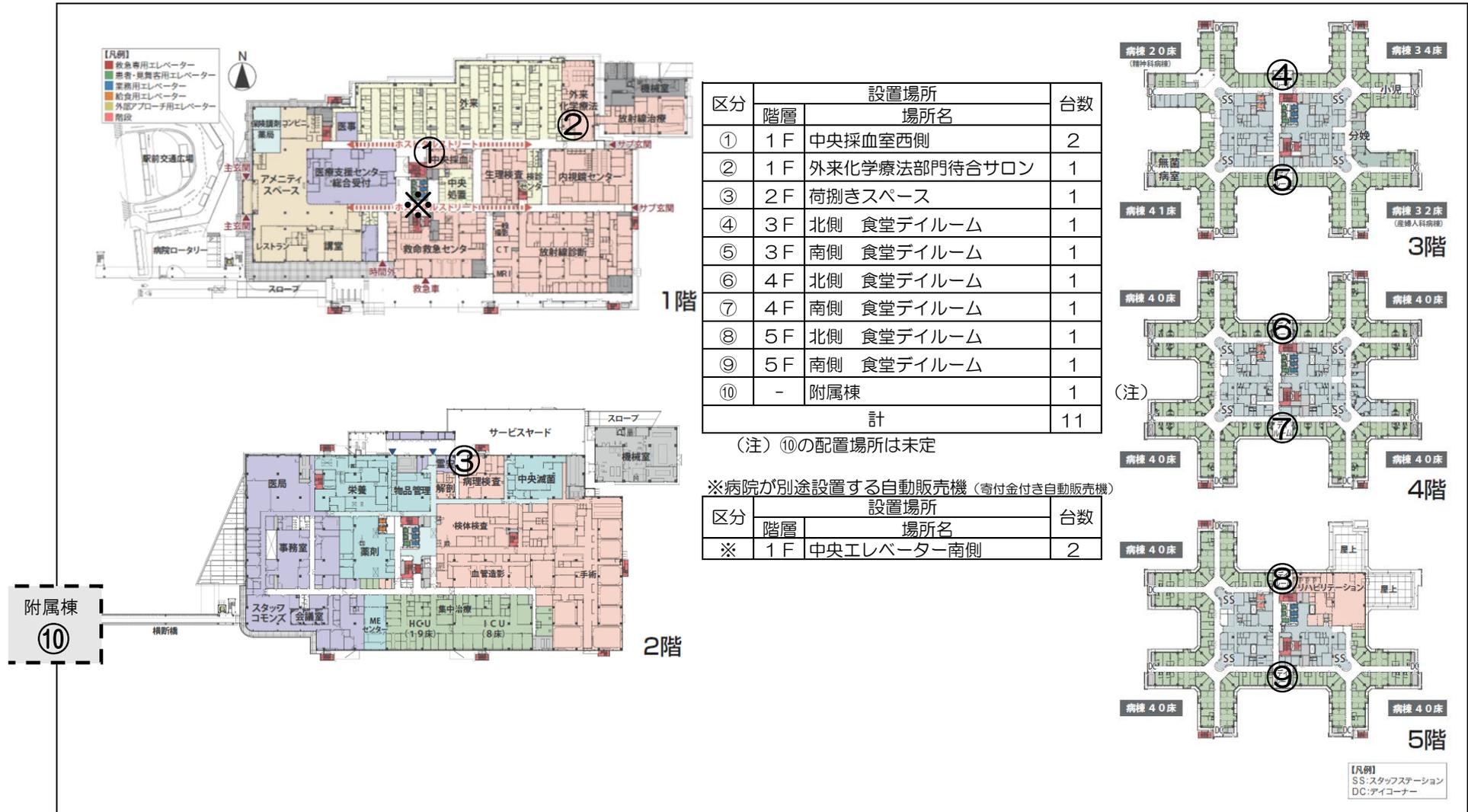
参考配置図 (1階)



参考配置図 (2階)



参考配置図 (自動販売機)

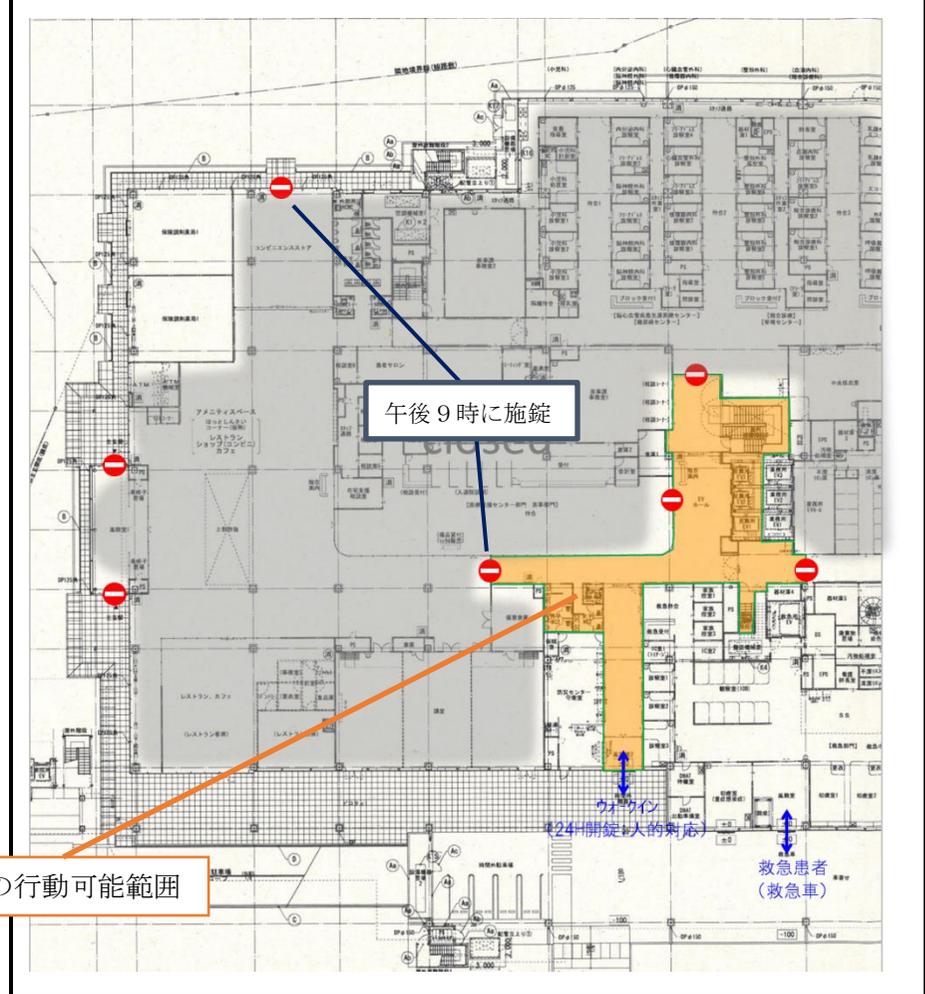
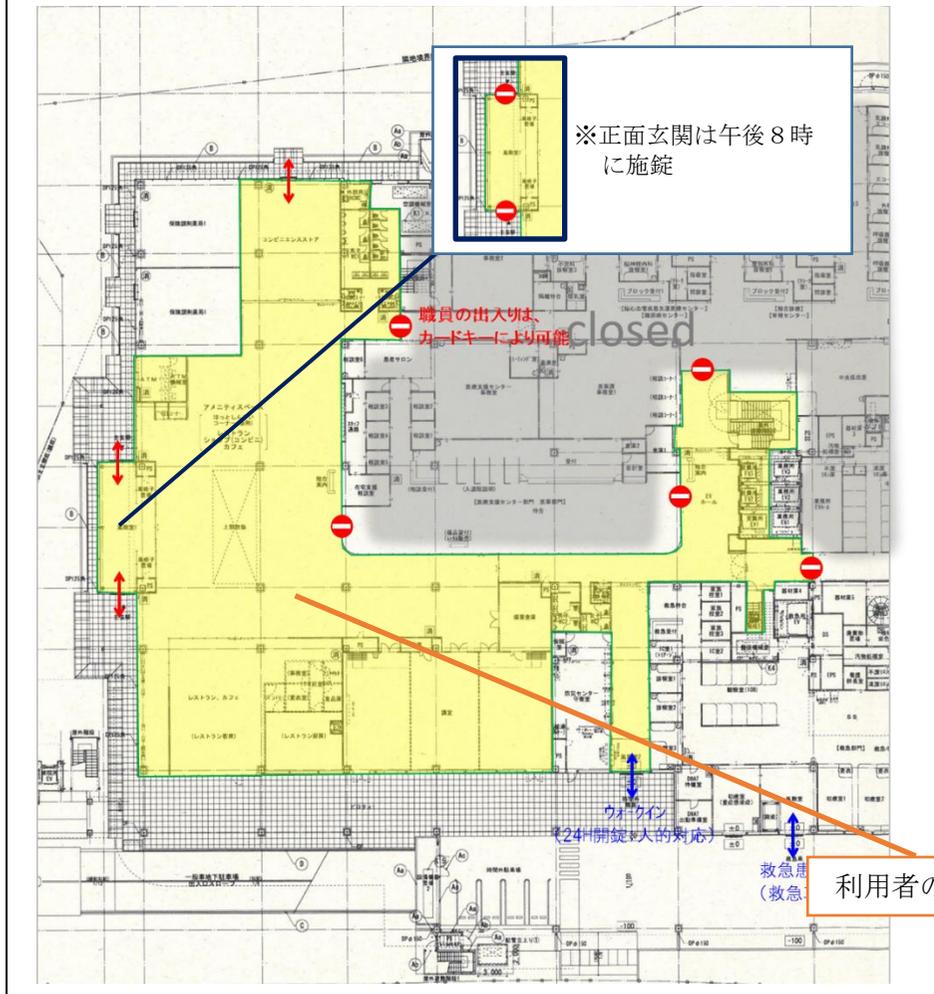


別紙2

夜間・休日の日中のセキュリティ計画（案）

午後5時（休日は午前7時）から午後9時まで

午後9時から翌午前7時まで



別紙3

利便サービス施設設置に係る工事区分等

1 工事範囲

原則として、対象室内のみとする。ただし、サイン、空調設備等で機構が許可した部分を除く。

2 設計における注意点

- (1) 利便サービス施設用途以外に変更はできない。
- (2) 臭気、騒音が発生する部屋は、十分に対策を行うこと。
- (3) 本体建物の構造躯体等に損傷を与える行為（はつり、穴あけ）は一切禁止する。
- (4) 関係法令を遵守し、行政指導に従って設計を行うこと。

3 施工内容、施工方法等の承諾

設計図を機構に提出し、施工内容、施工方法等について機構が承諾の後、C工事に着手すること。B工事が必要な場合には、C工事よりも先行又は同時にB工事を実施する場合がある。

また、対象室外でC工事を行う場合には、本体建物に損傷を与えないよう十分注意して施工すること。

4 工事区分

工事区分の定義は次のとおり。（工事区分表は別紙4-1から別紙4-3のとおり。）

	A工事	B工事	C工事
内 容	基 準	C工事の都合により、A工事部分の変更を伴う工事	A工事部分の変更を伴わない純然たるテナント工事
費 用 負 担	機 構	受託者	受託者
財 産 区 分	機 構	機 構	受託者
原状回復義務	—	受託者	受託者
発 注 者	機 構	機 構	受託者
設 計 者	機構が決定した業者	機構が決定した業者	受託者の指定する業者
施 工 者	機構が決定した業者	機構が決定した業者	受託者の指定する業者

機構…地方独立行政法人広島市立病院機構

5 利便サービス施設設計に伴う各種届出の費用負担について

B工事又はC工事によって発生した本体建物の建築確認申請（変更）、消防計画書（変更）、省エネ法届出（変更）等に要する費用が発生した場合は、受託者の負担とする。

6 明け渡しと原状回復について

契約期間の満了、解約及び解除、その他の事由によってこの契約が終了した場合には、受託者は遅滞なくその負担において諸造作、什器、備品等をすべて撤去し、原状回復の上、これを機構に明け渡すものとする。

ただし、機構がその必要がないと認めたときは、この限りではないものとする。

別紙 4-1

工事区分表（コンビニエンスストア）

工事種別・区分		A 工事	B 工事	C 工事	備考	
建築 工事	床	床仕上げ（塩ビシート）まで	A 工事の変更・撤去	—	長期耐荷重：3,500N/m ²	
	界壁、柱	LGS+PB@12.5 仕上げまで	—	仕上げ工事等（界壁は区画内側のみ、柱は区画内のみ対象）	界壁及び柱の斫り、穴あけ、開口、重量物の取付けは禁止 仕上材料は、建築基準法第 35 条 2 による	
	区画内間仕切り壁・シャッター	—	—	全工事	仕上材料は、建築基準法第 35 条 2 による	
	天井	LGS+PB@12.5 仕上げまで	A 工事の変更・撤去	A 工事、B 工事以外の全工事	仕上材料は、建築基準法第 35 条 2 による 天井高 CH=3,000（一部、CH=4,000）	
	内部造作	—	—	全工事		
	出入口	J R あき亀山駅側（北側）、病院側（南側）に自動ドア各 1 カ所	自動ドアの位置、開閉方法を変更する場合	全工事	自動ドアの寸法の変更及び撤去は不可	
	サイン	本体建物外部	—	コンビニエンスストア専用サイン用取り付け下地	コンビニエンスストア専用サイン	
		本体建物内部	総合案内サイン及びフロア案内サイン	コンビニエンスストア専用サイン用取り付け下地	コンビニエンスストア専用サイン	
	コンビニエンスストア専用機器類		—	—	全工事	屋外機器置き場、配管ルートの指定あり
防災 設備 工事	自動火災報知機設備	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	非常放送設備	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	非常照明設備	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	誘導灯設備	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	スプリンクラー設備	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	補助散水栓設備	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	排煙設備	法定設置基準（機械排煙設備）	C 工事に伴う追加・変更工事	—	受託者が行う工事にて、自然排煙設備又は告示免除で実施した場合には、機械排煙設備工事を行わない。	
	消火器	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	その他	—	C 工事に伴う追加・変更工事		必要に応じて	
	空調 設備 工事	空調設備	機器基礎	—	A 工事以外の全工事※	屋外機置き場、配管ルートの指定あり 受託者が行う工事には屋外機用主開閉盤からの電源工事を含む。
外気処理調温度空調設備		外調機本体及び標準位置までのダクト	C 工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及び制気口工事		
換気設備		一般排気	排気ファン及び標準位置までのダクト	C 工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及び制気口工事	
		特殊排気	排気ファン及び標準位置までのダクト	C 工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及び制気口工事 特殊フィルターを含む	
自動制御設備（機器スイッチ類※）		全工事	C 工事に伴う追加・変更工事	—	機能：ON-OFF、温度設定 ※コンビニエンスストア専用機器類のスイッチを除く	
空調ドレン配管	標準位置までのドレン管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	ドレン管口径：40 mm		
衛生 設備 工事	給水設備	上水	標準位置までの上水管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	上水管：25 mmバルブ止め ≒FL+100 量水器有
		雑用水	標準位置までの雑用水管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	雑用水管：25 mmバルブ止め ≒FL+100 量水器有
	給湯設備	標準位置までの給湯管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	給湯管：30 Suバルブ止め ≒FL+100 量水器有	
	排水設備	汚水	標準位置までの汚水管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	汚水管：75 mmキャップ止め ≒FL+100
		雑排水	標準位置までの雑排水管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	雑排水管：75 mmキャップ止め ≒FL+100
厨房排水除外設備	—	グリストラップを設置する場合	—			
電気 設	電灯・コンセント設備	区画内専用主開閉盤（WHM 付）まで	C 工事に伴う追加・変更工事	A 工事開閉器二次側の全工事	単相 3 線 100/200V 30KVA 225AF/150AT	
	動力設備	区画内専用主開閉盤（WHM 付）まで	C 工事に伴う追加・変更工事	A 工事開閉器二次側の全工事	3 相 3 線 200V 20Kw 100AF/100AT	
	動力設備（屋外機器用）	表下部の注記参照	—	表下部の注記参照		
	照明	—	—	全工事		
	コンセント	—	—	全工事		

工事種別・区分		A 工事	B 工事	C 工事	備考
備 工 事	電話・情報	区画内配管突出しまで	MDF（又は EPS 内の中継端子盤）から、 A 工事までの配線	A、B 工事以外の全工事 ※回線契約を含む	メタル回線、光回線共
	区画内BGM	—	—	全工事	設置の場合、非常放送時対応のカットリレーへの接続が必要
	有線放送	—	—	全工事	設置の場合、機構との協議が必要
	TV 共聴	区画内配管突出しまで（配線共）	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	
	監視カメラ	—	—	全工事	
そ の 他	冷蔵庫、陳列棚等コンビニエンスストアに必要な設備機器等	—	—	全工事	

（注記）屋外機器用動力設備は、原則として店舗内専用主開閉盤を利用するものとするが、屋外機器周辺に開閉器盤が必要な場合は、A 工事での整備の協議に応じる。なお、この場合においても A 工事開閉器二次側の全工事は C 工事で実施するものとする。

別紙 4-2

工事区分表（来院者用飲食施設（厨房・事務用諸室））

工事種別・区分		A 工事	B 工事	C 工事	備考	
建築工事	床	厨房	アスファルト防水仕上げ、≒FL-275	A 工事の変更（仕上げ高さ）	A 工事、B 工事以外の全工事	長期耐荷重：3,500N/m ²
		事務用諸室	コンクリート直均仕上げまで	—	—	
	界壁、柱		LGS+PB@12.5 仕上げまで	—	仕上げ工事等（界壁は区画内側のみ、柱は区画内のみ対象）	界壁及び柱の研り、穴あけ、開口、重量物の取付けは禁止。仕上材料は、建築基準法第 35 条 2 による。
	区画内間仕切り壁・シャッター・出入口		—	—	全工事	仕上材料は、建築基準法第 35 条 2 による。厨房から外部（ピロティ）への出入口なし。必要な場合は A 工事にて対応する。
	天井		LGS+PB@12.5 仕上げまで	A 工事の変更・撤去	A 工事、B 工事以外の全工事	仕上材料は、建築基準法第 35 条 2 による。天井高 CH=3,000
	内部造作		—	—	全工事	
	サイン	本体建物外部	—	—	—	貸付場所の建物外部へのサインの設置は不可。
本体建物内部		総合案内サイン及びフロア案内サイン	来院者用飲食施設専用サイン用取り付け下地	来院者用飲食施設専用サイン		
店舗専用機器類		—	—	全工事	屋外機器置き場、配管ルートの指定あり。	
防災設備工事	自動火災報知機設備		法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—	
	非常放送設備		法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—	
	非常照明設備		法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—	
	誘導灯設備		法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—	
	スプリンクラー設備		法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—	
	補助散水栓設備		法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—	
	排煙設備		法定設置基準（機械排煙設備）	C 工事に伴う追加・変更工事	—	受託者が行う工事にて、自然排煙設備又は告示免除で実施した場合には、機械排煙設備工事を行わない。
	消火器		法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—	
	その他		—	C 工事に伴う追加・変更工事	—	必要に応じて。
空調設備工事	空調設備		機器基礎	—	A 工事以外の全工事※	屋外機置き場、配管ルートの指定あり。受託者が行う工事には屋外機用主開閉盤からの電源工事を含む。
	外気処理調温度空調設備		外調機本体及び標準位置までのダクト	C 工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及び制気口工事	
	換気設備	一般排気	排気ファン及び標準位置までのダクト	C 工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及び制気口工事	
		特殊排気	排気ファン及び標準位置までのダクト	C 工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及び制気口工事 特殊フィルターを含む	
		厨房排気	排気ファン及び標準位置までのダクト	C 工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及びフード工事	
	自動制御設備（機器スイッチ類※）		全工事	C 工事に伴う追加・変更工事	—	機能：ON-OFF、温度設定 ※店舗専用機器類のスイッチを除く。
	空調ドレン配管		標準位置までのドレン管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	ドレン管口径：40 mm
衛生設備工事	給水設備	上水	標準位置までの上水管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	上水管：25 mmバルブ止め ≒FL+100 量水器有
		雑用水	標準位置までの雑用水管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	雑用水管：25 mmバルブ止め ≒FL+100 量水器有
	給湯設備		標準位置までの給湯管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	給湯管：30 Suバルブ止め ≒FL+100 量水器有
	排水設備	汚水	標準位置までの汚水管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	汚水管：75 mmキャップ止め ≒FL+100
		雑排水	標準位置までの雑排水管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	雑排水管：75 mmキャップ止め ≒FL+100
		厨房排水除外設備	—	グリストラップ容量を増加する場合	—	
液化石油ガス設備		標準位置までのガス管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事		

工事種別・区分		A 工事	B 工事	C 工事	備考
電気設備工事	電灯・コンセント設備	区画内専用主開閉盤（WHM 付）まで	C 工事に伴う追加・変更工事	A 工事開閉器二次側の全工事	単相 3 線 100/200V 9KVA 50AF/50AT
	動力設備	区画内専用主開閉盤（WHM 付）まで	C 工事に伴う追加・変更工事	A 工事開閉器二次側の全工事	3 相 3 線 200V 50Kw 225AF/225AT
	動力設備（屋外機器用）	表下部の注記参照	—	表下部の注記参照	
	照明	—	—	全工事	
	コンセント	—	—	全工事	
	電話・情報	店舗内配管突出しまで	MDF（又は EPS 内の中継端子盤）から、 A 工事までの配線	A、B 工事以外の全工事 ※回線契約を含む	メタル回線、光回線共
	区画内 BGM	—	—	全工事	飲食スペースに提供を希望する場合に限る。 設置の場合、非常放送時対応のカットリレーへの接続が必要。
	有線放送	—	—	全工事	飲食スペースに提供を希望する場合に限る。 設置の場合、機構との協議が必要。
	TV 共聴	店舗内配管突出しまで（配線共）	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	
	監視カメラ	—	—	全工事	
その他	厨房機器	—	—	全工事	
	小荷物専用昇降機	全工事	—	—	
	什器・備品	—	—	全工事	

（注記）屋外機器用動力設備は、原則として店舗内専用主開閉盤を利用するものとするが、屋外機器周辺に開閉器盤が必要な場合は、A 工事での整備の協議に応じる。なお、この場合においても A 工事開閉器二次側の全工事は C 工事で実施するものとする。

別紙 4-3

工事区分表（職員用飲食施設（厨房））

工事種別・区分		A 工事	B 工事	C 工事	備考	
建築工事	床	アスファルト防水仕上げ、≒FL-275	A 工事の変更（仕上げ高さ）	A 工事、B 工事以外の全工事	長期耐荷重：3,500N/m ²	
	界壁、柱	LGS+PB@12.5 仕上げまで	—	仕上げ工事等（界壁は区画内側のみ、柱は区画内のみ対象）	界壁及び柱の研り、穴あけ、開口、重量物の取付けは禁止。 仕上材料は、建築基準法第 35 条 2 による。	
	区画内間仕切り壁・シャッター・出入口	—	—	全工事	仕上材料は、建築基準法第 35 条 2 による。	
	天井	LGS+PB@12.5 仕上げまで	A 工事の変更・撤去	A 工事、B 工事以外の全工事	仕上材料は、建築基準法第 35 条 2 による。 天井高 CH=2,700	
	内部造作	—	—	全工事		
	サイン	本体建物外部	—	—	—	貸付場所の建物外部へのサインの設置は不可。
		本体建物内部	総合案内サイン及びフロア案内サイン	職員用飲食施設専用サイン用取り付け下地	職員用飲食施設専用サイン	
店舗専用機器類		—	—	全工事	屋外機器置き場、配管ルートの指定あり。	
防災設備工事	自動火災報知機設備	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	非常放送設備	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	非常照明設備	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	誘導灯設備	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	スプリンクラー設備	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	補助散水栓設備	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	排煙設備	法定設置基準（機械排煙設備）	C 工事に伴う追加・変更工事	—	受託者が行う工事にて、自然排煙設備又は告示免除で実施した場合には、機械排煙設備工事を行わない。	
	消火器	法定設置基準	C 工事に伴う追加・変更工事	—		
	その他	—	C 工事に伴う追加・変更工事	—	必要に応じて。	
	空調設備工事	空調設備	機器基礎	—	A 工事以外の全工事※	屋外機置き場、配管ルートの指定あり。 受託者が行う工事には屋外機用主開閉盤からの電源工事を含む。
外気処理調温度空調設備		外調機本体及び標準位置までのダクト	C 工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及び制気口工事		
換気設備		一般排気	排気ファン及び標準位置までのダクト	C 工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及び制気口工事	
		特殊排気	排気ファン及び標準位置までのダクト	C 工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及び制気口工事 特殊フィルターを含む	
		厨房排気	排気ファン及び標準位置までのダクト	C 工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及びフード工事	
自動制御設備（機器スイッチ類※）		全工事	C 工事に伴う追加・変更工事	—	機能：ON-OFF、温度設定 ※店舗専用機器類のスイッチを除く。	
空調ドレン配管	標準位置までのドレン管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	ドレン管口径：40 mm		
衛生設備工事	給水設備	上水	標準位置までの上水管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	上水管：25 mmバルブ止め ≒FL+100 量水器有
		雑用水	標準位置までの雑用水管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	雑用水管：25 mmバルブ止め ≒FL+100 量水器有
	給湯設備	標準位置までの給湯管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	給湯管：30 Suバルブ止め ≒FL+100 量水器有	
	排水設備	汚水	標準位置までの汚水管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	汚水管：75 mmキャップ止め ≒FL+100
		雑排水	標準位置までの雑排水管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	雑排水管：75 mmキャップ止め ≒FL+100
		厨房排水除外設備	—	グリストラップ容量を増加する場合	—	
液化石油ガス設備	標準位置までのガス管	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事			

工事種別・区分		A 工事	B 工事	C 工事	備考
電気設備工事	電灯・コンセント設備	区画内専用主開閉盤（WHM 付）まで	C 工事に伴う追加・変更工事	A 工事開閉器二次側の全工事	単相 3 線 100/200V 6KVA 50AF/50AT
	動力設備	区画内専用主開閉盤（WHM 付）まで	C 工事に伴う追加・変更工事	A 工事開閉器二次側の全工事	3 相 3 線 200V 9Kw 50AF/50AT
	動力設備（屋外機器用）	表下部の注記参照	—	表下部の注記参照	
	照明	—	—	全工事	
	コンセント	—	—	全工事	
	電話・情報	店舗内配管突出しまで	MDF（又は EPS 内の中継端子盤）から、 A 工事までの配線	A、B 工事以外の全工事 ※回線契約を含む	メタル回線、光回線共
	区画内 BGM	—	—	全工事	飲食スペースに提供を希望する場合に限る。 設置の場合、非常放送時対応のカットリレーへの接続が必要。
	有線放送	—	—	全工事	飲食スペースに提供を希望する場合に限る。 設置の場合、機構との協議が必要。
	監視カメラ	—	—	全工事	
その他	厨房機器	—	—	全工事	
	小荷物専用昇降機	全工事	—	—	
	什器・備品	—	—	全工事	

（注記）屋外機器用動力設備は、原則として店舗内専用主開閉盤を利用するものとするが、屋外機器周辺に開閉器盤が必要な場合は、A 工事での整備の協議に応じる。なお、この場合においても A 工事開閉器二次側の全工事は C 工事で実施するものとする。

別紙5

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）の概要

1 施設整備方針

広島市が示した機能分化整備方針	基本計画における施設整備方針
(1) 救急・がん医療などの高度・急性期医療機能への特化	(1) 高度・急性期の“いざ”の医療を提供する病院づくり
(2) 「8.20 豪雨災害」を教訓とした災害拠点病院としての機能の強化	(2) 災害時の“いざ”に対応できる病院づくり
(3) 広島県北西部地域のへき地医療を支える拠点病院としての機能の拡充	(3) へき地医療拠点としての病院づくり
	(4) 安全で安心な病院づくり
	(5) 環境に優しい病院づくり
	(6) 医療スタッフが働きやすい病院づくり

2 新病院概要

- (1) 住所：広島市安佐北区亀山南一丁目
- (2) 階数：地上5階、PH2階、地下1階
- (3) 建築面積：約15,000㎡
- (4) 延床面積：約50,000㎡（地下約10,000㎡を含む。）
- (5) 病床数：434床（一般病床414床、精神病床20床）
- (6) 想定外来患者数：800人/日
- (7) 診療科目：32科
内科、総合診療科、消化器内科、内視鏡内科、脳神経内科、呼吸器内科、循環器内科、腫瘍内科、血液内科、内分泌・糖尿病内科、精神科、小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、緩和ケア内科、麻酔科、歯科、病理診断科
- (8) 駐車場 地下駐車場：約270台
平面駐車場：約650台（職員用駐車場を含む。）
- (9) 外来診療期間
土曜日、日曜日、休日、8月6日及び12月29日から翌年1月3日までを除く毎日
全科 午前8時30分から午後5時まで（ただし、初診受付時間は午前11時まで）
- (10) 救急診療
毎週日曜日 午後6時から午後10時まで（小児科のみ）
1月2日 午前8時30分から午後5時まで
- (11) 職員数（平成29年4月1日付）
1,172人（育休、産休等107人を含む。）

※ 上記は、現時点の予定であり、今後変更する場合がある。

別紙 6

広島市立安佐市民病院の職員食堂の実績等

1 メニュー・月別販売数量

(単位：食・品)

メニュー	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日替定食	859	874	917	825	857	828	786	885	868	852	1,122	1,194	10,867
よくばり定食	125	117	106	87	71	91	84	89	76	113	111	155	1,225
サービス定食	863	897	942	830	860	851	726	826	839	825	779	860	10,098
特別メニュー	89	0	81	0	99	0	75	0	91	0	96	0	531
日替丼	289	258	247	155	127	126	183	150	141	96	77	111	1,960
カレー	199	200	175	169	179	197	283	225	208	204	173	223	2,435
カツカレー	88	80	86	67	78	79	147	108	113	107	58	100	1,111
うどん・そば	379	400	285	222	225	401	485	392	447	423	358	391	4,408
日替うどん・そば	459	535	463	391	351	397	605	566	592	578	488	500	5,925
冷麺	0	0	210	171	100	18	0	0	0	0	0	0	499
冷やしぶっかけうどん・そば	0	0	475	529	519	96	0	0	0	0	0	0	1,619
ラーメン	237	228	171	122	148	196	285	223	194	190	120	149	2,263
パスタ	214	178	121	132	157	169	131	159	139	112	115	148	1,775
小鉢	309	341	309	295	246	258	323	250	246	211	215	270	3,273
一品	1,088	1,156	1,189	1,157	1,162	1,177	1,199	1,157	1,158	1,141	995	1,106	13,685
ライス	42	45	19	42	55	51	45	54	34	49	47	64	547
みそ汁	106	98	98	69	57	94	73	121	98	100	84	95	1,093
おむすび	270	283	326	314	323	348	415	347	301	293	256	315	3,791
類・ライス(大)	51	70	132	116	134	85	76	78	76	76	53	71	1,018
合計	5,667	5,760	6,352	5,693	5,748	5,462	5,921	5,630	5,621	5,370	5,147	5,752	68,123

2 来院者数等実績

(1) 調査日

平成 24 年 11 月 27 日 (水)

(2) 調査内容

ア 来院目的別人数

来院目的	人数
診療 (通院)	823 人
入院	57 人
通院や入院の付添い	979 人
入院患者のお世話	519 人
お見舞い	715 人
業者	625 人
職員	954 人
その他 (人間ドック・退院患者のお迎え等)	399 人
計	5,071 人

イ 時間帯別人数

時間帯	人数
5 時～7 時	74 人
7 時～9 時	1,268 人
9 時～11 時	1,083 人
11 時～13 時	848 人
13 時～15 時	735 人
15 時～17 時	543 人
17 時～19 時	331 人
19 時～21 時	108 人
21 時～5 時	81 人
計	5,071 人

別紙 7

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）利便サービス施設設置・運営事業 基本協定書（案）

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、以下のとおり、広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）利便サービス施設設置・運営事業の実施に係る契約の締結に向け、基本協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、発注者が平成 33 年秋を目途に建設し、賃貸する広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称。以下「新病院」という。）の建物の一部（以下「利便サービス施設」という。）を受託者が賃借し、コンビニエンスストア、来院者用及び職員用の飲食施設等を設置した上で、所定の期間にわたり施設を運営するために締結することを約した借地借家法第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に係る基本的な内容を定める。

（本契約の締結）

第 2 条 発注者及び受託者は、新病院の建設工事が完了したときに、本契約を締結するものとする。

2 受託者が、本協定の締結日から本契約の締結日までの間において、次の各号に掲げる事項に該当した場合は、本契約を締結しないことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程実施要綱第 2 条第 1 項各号に掲げる事項
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始がなされた場合
- (4) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和 6 2 年 1 1 月 1 日施行）第 2 条第 6 項に掲げる事項
- (5) 国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）、広島市税（個人市民税又は法人市民税、固定資産税及び軽自動車税）を滞納した場合
- (6) 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）関係法令による行政処分等の措置を受けた場合

（本契約の基本的な内容）

第 3 条 本契約の基本的な内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 発注者が受託者に貸し付ける利便サービス施設の面積は、次のとおりとする。ただし、新病院の建設工事の施工状況により、若干の変動があり得る。
 - ア コンビニエンスストア 〇〇. 〇〇㎡（倉庫及びレンタル事業用倉庫を含む。）
 - イ 来院者用飲食施設 〇〇. 〇〇㎡（厨房及び事務用諸室部分）
 - ウ 職員用飲食施設 〇〇. 〇〇㎡（厨房部分）
 - エ 自動販売機 〇〇. 〇〇㎡

(2) 受託者が発注者に支払う利便サービス施設の賃借料は、利便サービス施設全てを一括して定める定額及び利便サービス施設ごとに定める売上額（税抜）に対する受託者の提案による一定の割合に相当する額の合計額とし、次のとおりとする。ただし、受託者が行う設備整備の実施等の開設準備に要する期間は、発注者は無償で利便サービス施設を受託者に貸し付けるものとする。

ア 利便サービス施設全てを一括して定める定額

月額 〇〇〇,〇〇〇円（税抜）

イ 売上額（税抜）に対する一定割合に相当する額（月額）

(ア) コンビニエンスストア 売上額（税抜）×〇〇. 〇%

(イ) 来院者用飲食施設 売上額（税抜）×〇〇. 〇%

(ウ) 職員用飲食施設 売上額（税抜）×〇〇. 〇%

(エ) 自動販売機 売上額（税抜）×〇〇. 〇%

(3) 発注者が受託者に利便サービス施設を貸し付ける期間は、10年間とし、貸付期間の始期及び終期は、新病院の開院時期を踏まえ、発注者と受託者が別途協議し、本契約を締結するときに決定するものとする。

(4) 貸付期間は更新しない。ただし、再契約は妨げないものとする。

(5) 利便サービス施設の運営に係る電気、ガス、水道及び下水道の使用料は、自動販売機については、受託者が、その他の施設については、発注者が整備する利便サービス施設用の計量器による使用量に基づく実費を受託者が負担する。

(6) 受託者は、利便サービス施設を運営するに当たって第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸付条件)

第4条 受託者は、発注者から利便サービス施設を借り受けるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受託者は、利便サービス施設をコンビニエンスストア、来院者用飲食施設、職員用飲食施設及び自動販売機の運営以外の目的に使用してはならない。

(2) 利便サービス施設の借家権は、譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(3) 貸付期間の満了又は契約の解約その他の事由によってこの契約が終了したときは、受託者は、遅滞なく、利便サービス施設を貸し付け時の状態に復し、発注者に返還しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(利便サービス施設の運営内容)

第5条 受託者は、発注者が貸し付けた利便サービス施設において、自ら若しくは自らを代表として、貸付期間中にわたりコンビニエンスストア、来院者用及び職員用の飲食施設、自動販売機を運営するものとする。

2 受託者は、別添1の広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）利便サービス施設設置・運営事業プロポーザルにおいて提案した企画提案書（以下「企画提案書」という。）に掲げる内容に基づいて、発注者との協議により決定した内容により、コンビニエンスストア、来院者用

及び職員用の飲食施設、自動販売機を運営するものとする。

3 受託者は、発注者が別に指定する新病院の開院日に合わせてコンビニエンスストア、来院者用及び職員用の飲食施設、自動販売機の運営を開始するものとする。

(利便サービス施設の整備)

第6条 発注者は、第3条第1項に掲げる利便サービス施設を受託者に貸し付けるものとする。

2 発注者が貸し付けた利便サービス施設において、各施設を運営するために必要となる内装・間仕切り、トイレ等の水回り、冷暖房・照明器具等の設備及び什器備品等の機材の整備（以下「設備整備事業」という。）は、受託者が実施するものとする。ただし、別添2の工事区分表により、A工事に区分されている整備を除く。

3 設備整備事業に係る費用は、受託者が負担するものとする。

4 設備整備事業の実施及びそれに係る費用の負担は、前2項の規定に関わらず、企画提案書の内容に基づき、発注者と受託者が協議し決定した事項を優先する。

5 受託者は、設備整備事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 設備整備事業は、企画提案書の内容に基づいて実施すること。

(2) 新病院の建物の構造・躯体等に損傷を与えるはつり、穴あけ等を行ってはならないこと。

(3) 事前に図面等の工事関係資料を発注者に提出し、工事内容の確認・了承を得ること。

(4) 外観、看板等のサインの内容の決定に当たっては、発注者と協議すること。

6 設備整備事業の実施に伴い、店舗の出入口の形状、水道管、下水管、電気配線の敷設位置等を変更する必要がある生じ、新病院の建設工事の内容を変更（建築確認申請、消防計画書等の変更手続を含む。）するときは、受託者がその費用を負担するものとする。

(本協定の有効期間)

第7条 本協定は、本契約の締結をもって失効する。

(本協定に定めない事項の取扱)

第8条 本協定に定めのない事項については、発注者と受託者が協議して定める。

以上の協定を締結したことを証するため、協定書を2通作成し、発注者及び受託者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 所在地 広島市中区中町8番18号
名称 地方独立行政法人広島市立病院機構
代表者 理事長 影本正之

受託者 所在地
名称
代表者